

徳島県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

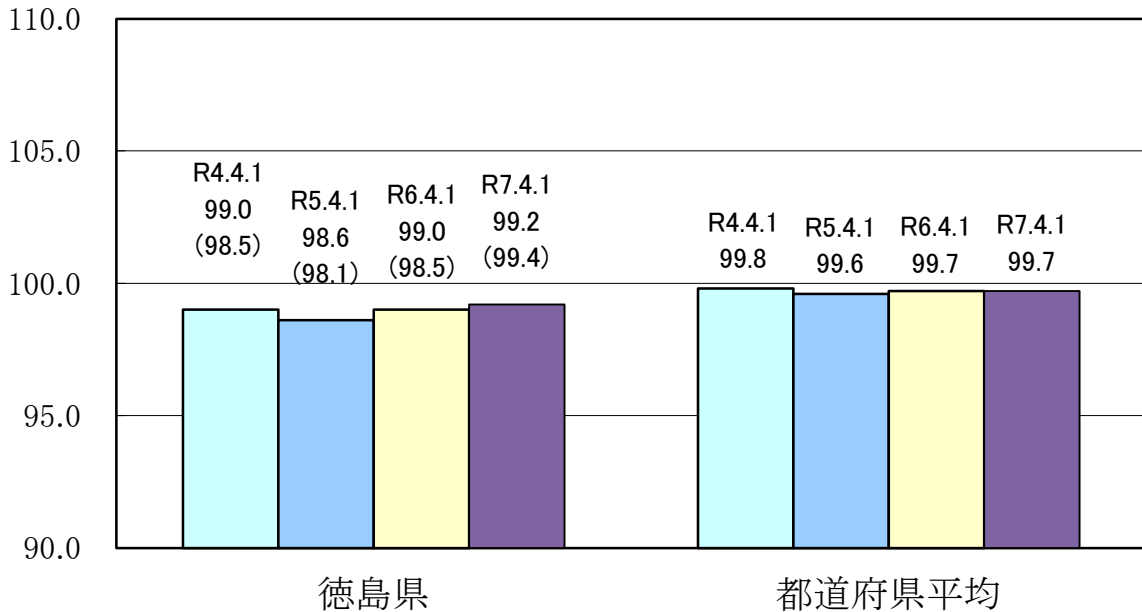
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 700,409	千円 510,835,261	千円 11,537,177	千円 116,880,550	% 22.9	% 21.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり の給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 12,111	千円 51,952,592	千円 10,523,977	千円 21,249,410	千円 83,725,979	千円 6,913	千円 7,115

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日

以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由
(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当なし。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 379,471	円 368,596	10,875円 2.95%	% 2.94	% 2.94	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.66	月 4.60	月 0.06	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準 県内3市(徳島市・鳴門市・阿南市)のみ2%に対し、
徳島県においては県内一律1.7%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は0.5%、給与改定後は平成27年4月に遡及し0.8%、平成28年4月1日からは1.5%、平成30年4月1日からは1.7%を支給。

(参考)

		各年度の支給割合		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	徳島市・鳴門市・阿南市	3%	2%	1%
	その他	0%	0%	0%
徳島県の支給割合		1.7%	1.7%	1.7%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	—	約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	—	10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	7%～10%減額(医師を除く)	15%減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	1%～5%減額(医師を除く)	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	3%～10%減額 (診療に従事する医師を除く)	10%減額

(注) 平成25年12月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を5%減額。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
徳島県	42.9 歳	335,664 円	430,044 円	367,808 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
徳島県	58.5 歳	24 人	362,413 円	400,531 円	378,782 円
うち用務員	60.0 歳	9 人	362,822 円	380,942 円	373,909 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
都道府県平均	53.7 歳	140 人	309,925 円	366,087 円	341,488 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
徳島県	—	—	—	—
うち用務員	他に分類されない 運搬・清掃・包装等従事者	49.0 歳	251,000 円	1.52

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
徳島県	—	—	—
うち用務員	8,068,775 円	3,395,700 円	2.38

※「用務員」の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている全国平均を使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	46.2 歳	388,056 円	436,483 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

④ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	42.5 歳	368,353 円	409,480 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
徳島県	38.5 歳	337,670 円	476,778 円	369,541 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		徳島県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	192,500 円	—
	中学卒	円	—
高等学校教育職	大学卒	252,000 円	—
	高校卒	208,900 円	—
小・中学校教育職	大学卒	252,000 円	—
	高校卒	208,900 円	—
警 察 職	大学卒	251,800 円	255,200 円
	高校卒	221,200 円	216,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

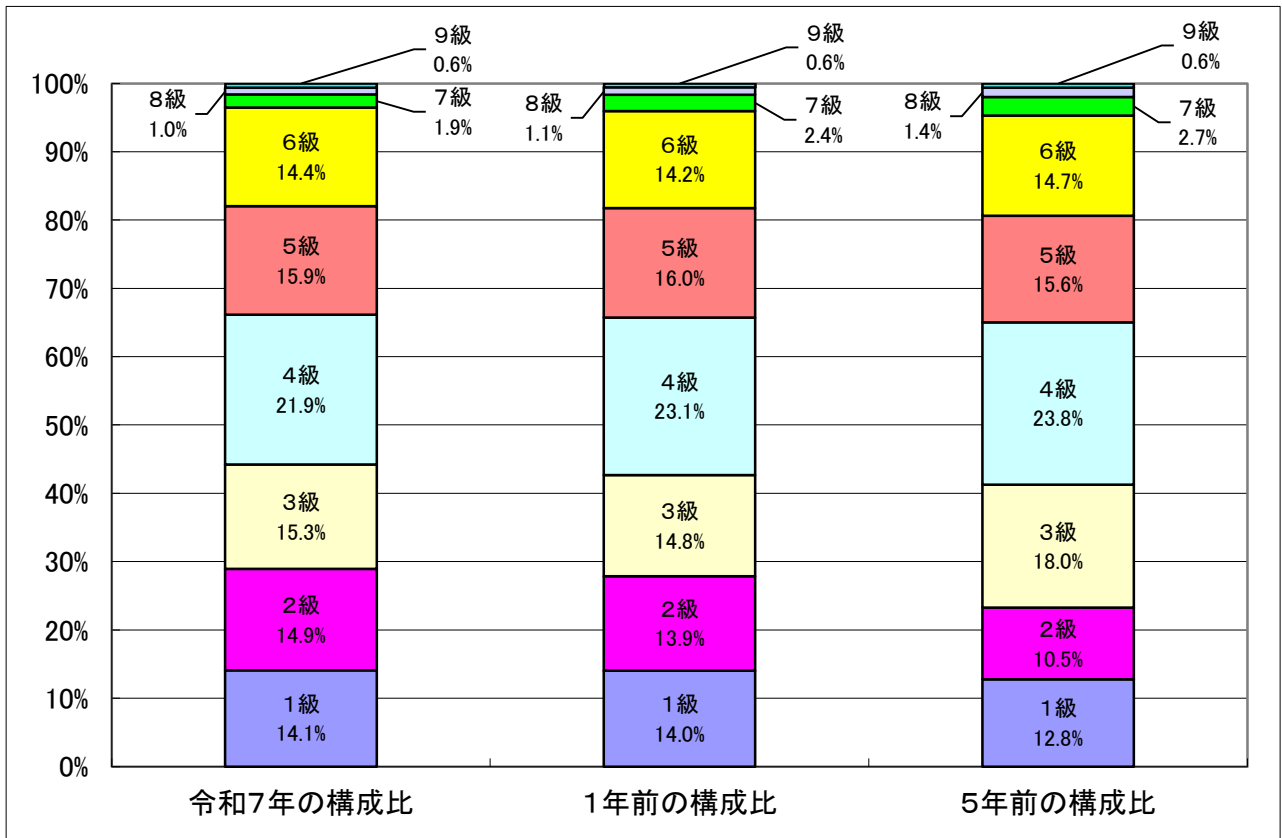
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,598 円	362,483 円	385,370 円	397,937 円
	高校卒	251,280 円	322,600 円	355,500 円	370,667 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	330,945 円	396,987 円	424,015 円	439,572 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	334,977 円	395,597 円	419,943 円	429,779 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	301,210 円	373,852 円	404,888 円	426,750 円
	高校卒	286,246 円	336,392 円	377,527 円	409,600 円

3 一般行政職の等級別職員数等の状況

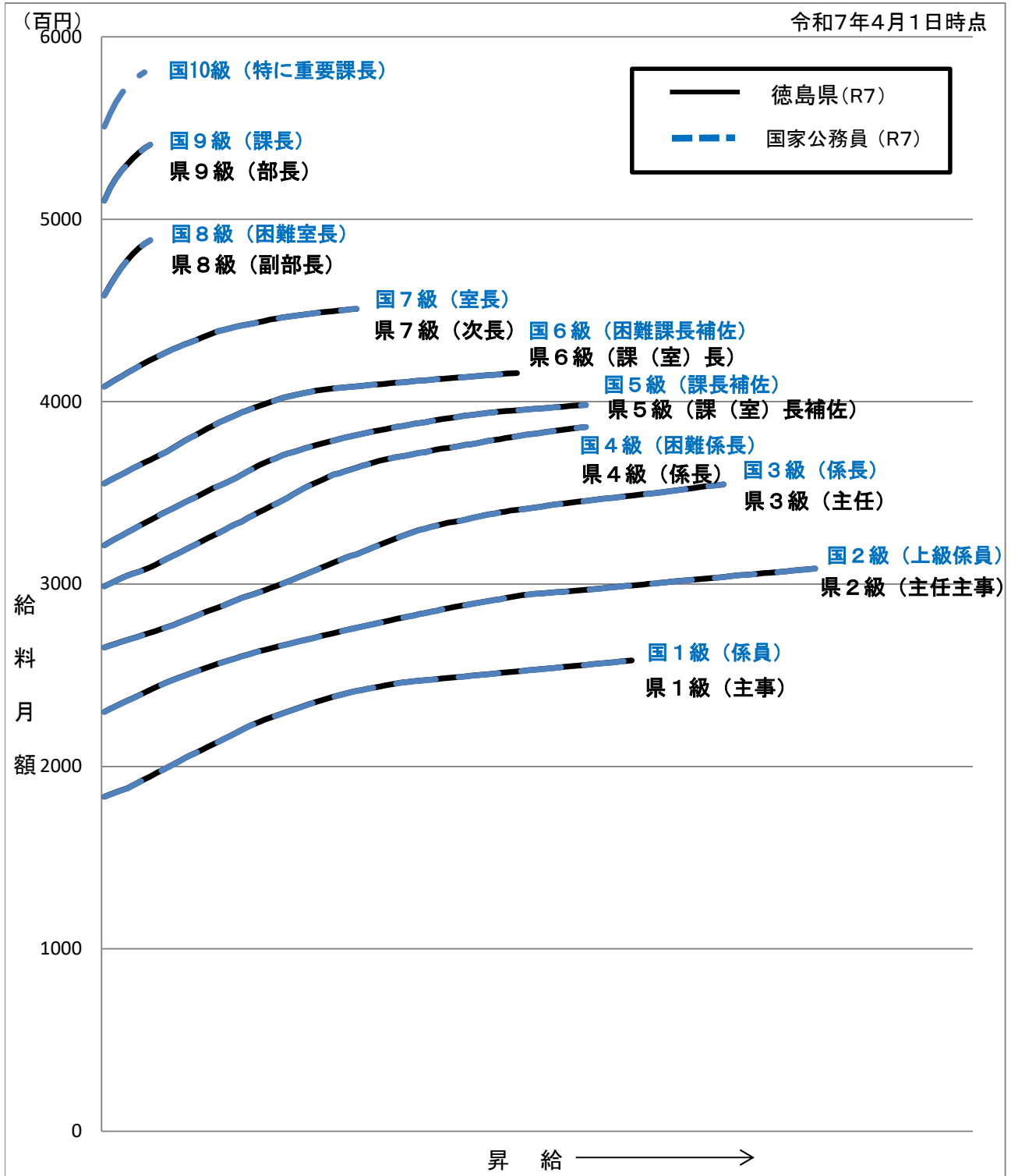
(1) 一般行政職の等級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	主事	478人	14.1%	183,500円	258,100円
2級	主任主事	505人	14.9%	230,000円	308,500円
3級	主任	520人	15.3%	265,300円	354,700円
4級	係長	745人	21.9%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐	540人	15.9%	321,300円	398,200円
6級	課長	491人	14.4%	355,200円	415,700円
7級	次長	65人	1.9%	408,300円	450,900円
8級	局長	34人	1.0%	458,300円	488,500円
9級	部長	21人	0.6%	510,200円	540,900円

(注) 1 徳島県の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（徳島県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

徳 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,768 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(知事部局)(徳島県)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

徳 島 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合 2,215 千円	応募認定・定年 22,070 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			959,877 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			77 千円
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	国の制度(支給割合)
東京都特別区	21 人	20 %	20 %
大阪府大阪市	17 人	16 %	16 %
神奈川県川崎市	1 人	16 %	16 %
愛知県名古屋	4 人	14 %	14 %
広島県広島市	2 人	9 %	9 %
香川県高松市	5 人	5 %	5 %
石川県金沢市	1 人	3.0 %	3 %
石川県輪島市	2 人	1.7 %	0 %
鳥取県鳥取市	1 人	1.7 %	0 %
愛媛県松山市	2 人	1.7 %	0 %
高知県高知市	1 人	1.7 %	0 %
徳島県徳島市・鳴門市・阿南市	7,436 人	1.7 %	2 %
県内 上記3市以外	4,926 人	1.7 %	0 %
医師	33 人	16 %	16 %
平均支給割合		1.8 %	1.3 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由		—	

(注) 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	592,430 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	89 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	53.3 %		
手当の種類(手当数)	36		
手当の名称	支給対象	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
困難折衝等業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1) 納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課徴収の業務又は地方税法の規定による県税に関する犯則事件の調査の業務若しくはこれに関連する調査の業務 (2) 土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務 (3) 道路、河川、国有財産等の境界確定に関する交渉業務 (4) 徳島県港湾施設管理条例第8条の規定による使用料の徴収業務 (5) 要保護者等に対して行う指導、相談又は調査に関する業務	6,636 千円	(1)～(4)日額 750円 (5)日額 600円
取締等業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1) 取締船に乗船して行う漁業取締りの業務又は取締船に乗船しないで漁業監督吏員として行う漁業取締りの業務 (2) 不法投棄等の取締り等のための指導又は監督の業務 (3) 道路、河川、海岸、港湾、森林等の管理に関する法令違反又は砂利採取若しくは採石に関する法令違反の取締り業務 (4) 徳島県生活環境保全条例の規定による特定事業に関する条例違反の指導業務	1,226 千円	(1)日額 550円 (2)～(4)日額 750円
危険等予防業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等に関する立入検査等の業務 (2) 浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査の業務 (3) 廃棄物処理施設又は浄化槽から排出される汚水の検査の業務 (4) 人体から排出されるふん便の集団的検査の業務 (5) 大気汚染防止法第26条第1項の規定によるばい煙発生施設等その他の物件の立入検査の業務 (6) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定による特定施設その他の物件の立入検査の業務 (7) ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定による特定施設その他の物件の立入検査の業務 (8) 化製場等に関する法律第6条第1項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の立入検査の業務	151 千円	日額 310円

危険業務手当	<p>職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理業務</p> <p>(2)感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理業務</p> <p>(3)保健師として行う感染症の患者に対する面接療養指導の業務</p> <p>(4)家畜伝染病の病原体を有する家畜等に対する防疫業務（(4-2)の業務を除く）</p> <p>(4-2)家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の業務</p> <p>(4-3)家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務（(4-2)の業務を除く）</p> <p>(5)感染症等の病原体の検索又は培養検査の業務</p> <p>(6)有害物を使用して行う健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査の業務</p> <p>(7)計量法の規定による液化石油ガスメーターに係る検定又は立入検査の業務</p> <p>(8)家畜の飼養等の管理業務</p> <p>(9)放射線に関する業務</p> <p>(10)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定による精神障害者又はその疑いのある者の居住する家庭を訪問して行う調査の業務</p> <p>(11)精神保健指定医として行う法第27条第1項若しくは第2項又は第29条の2第1項の規定による診察の業務</p> <p>(12)(11)に規定する精神保健指定医による診察への立会いの業務</p> <p>(13)法第29条の2の2第1項又は第34条の規定による精神障害者の病院への移送の業務</p> <p>(14)法第47条第1項に規定する相談及び援助の業務</p> <p>(15)狂犬病予防法の規定による犬の捕獲、抑留、殺処分若しくは病性鑑定又はこう傷犬の診断の業務</p> <p>(16)と畜場法第14条の規定による獣畜のと殺又は解体に係る検査の業務</p> <p>(17)動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項、第24条の2第3項、第25条第5項若しくは第33条第1項の規定による立入検査、同法第35条第1項の規定による引取り又は同法第36条第2項の規定による収容の業務</p> <p>(18)徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の規定による飼犬の捕獲、収容又は殺処分の業務</p> <p>(19)航空機に搭乗して行う、大気又は海洋の汚染状況の調査の業務、災害時における救助活動等の業務</p> <p>（特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための危険業務手当の特例）</p> <p>(20)職員が特定新型インフルエンザ等（人事委員会規則で定めるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって人事委員会規則で定めるもの</p>	5,890 千円	<p>(1)～(4)、(4-3)～(8) 日額310円</p> <p>(4-2)日額 380円</p> <p>(9)日額 350円</p> <p>(10)日額 400円</p> <p>(11)日額 400円</p> <p>(12)日額 400円</p> <p>(13)日額 550円</p> <p>(14)日額 400円</p> <p>(15)～(18)日額 750円</p> <p>(19)1時間 1,900円</p> <p>(20)日額 1,500円以内 （緊急・心身に著しい負担として人事委員会規則で定めるもの 日額 4,000円以内）</p>
危険現場作業手当	<p>職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)傾斜地、不整地等における道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車の運転作業又は農業用機械の運転作業</p> <p>(2)火薬類取締法又は高圧ガス保安法の規定による保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査の業務</p> <p>(3)地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所における測量、調査、指導監督等の業務</p> <p>(4)橋脚の基礎工事その他河川、港湾等におけるこれに類する工事における水面下4メートル以上の深所で行う調査又は指導監督の業務</p> <p>(5)交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、測量等の作業</p> <p>(6)海上にある異形ブロック等の足場の不安定な箇所における検査、指導監督若しくは調査の業務又は水上における流木の除去等の作業</p> <p>(7)調査又は研究のため船舶に乗り込んで行う採水、採泥等の作業</p> <p>(8)崩壊、転落等の危険性のある急傾斜地等における現場調査又は検査の業務、工事用重機が稼働している現場における指導監督等の業務</p> <p>(9)トンネルの坑内におけるトンネル掘り作業の指導監督等の業務</p> <p>(10)洪水警戒体制時のダム管理業務</p>	5,418 千円	<p>(1)日額 300円</p> <p>(2)～(8)日額 350円</p> <p>(9)日額 450円</p> <p>(10)日額 480円</p> <p>(11)巡回監視 日額 710円 応急作業等 日額 1,080円</p> <p>(12)日額 1,080円 （日没～日出 日額 1,620円） （危険区域 日額 2,160円） （日没～日出かつ危険区域 日額 2,700円）</p> <p>(13)潜水深度 20メートルまで 1時間 350円 30メートルまで 1時間 780円 30メートル超 1時間 1,500円</p>

	<p>(11)異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視の業務又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の堤防等 ・道路法第46条第1項第1号の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ・港湾施設等 ・土地改良施設 ・治山施設等 <p>(12)異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務</p> <p>(13)潜水器具を着用して行う潜水作業</p> <p>(東日本大震災に対処するための危険現場作業手当の特例)</p> <p>(14)東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業</p> <p>(15)帰還困難区域において行う作業</p> <p>(16)居住制限区域において行う作業</p>		<p>(14)原子炉建屋内 日額 40,000円 故障設備確認 日額 20,000円 免震重要棟内 日額 3,300円 その他 日額 13,300円 (15)屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 (16)屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円</p>
訓練業務手当	火災防御訓練又は救助訓練の実技指導の業務に従事したとき	225 千円	日額 550円
外国勤務手当	外国に駐在を命ぜられた職員が、当該外国においてその命令に係る業務に従事したとき	17,604 千円	勤務1月につき、外務公務員とした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の額の合計額
特定大規模災害等対処作業手当	<p>(1)職員及び警察職員が特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業に従事したとき</p> <p>(2)原子力緊急事態宣言があった場合で、職員及び警察職員が次に掲げる作業に従事したとき</p> <p>①緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所の敷地内において行う作業</p> <p>②原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等において行う作業</p>	0 千円	<p>(1)日額 4,000円以内</p> <p>(2)① 原子炉建屋内 日額 40,000円以内 原子炉建屋内以外 日額 20,000円以内</p> <p>②日額 10,000円以内</p>
多学年学級担当手当	<p>小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員(管理職手当を受ける教育職員を除く)が、当該学級における授業又は指導に従事したとき</p> <p>(1)3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導</p> <p>(2)2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導</p>	1,420 千円	<p>(1)日額 350円</p> <p>(2)日額 290円</p>
昼夜間勤務手当	<p>(1)夜間の定時制課程以外の課程(以下「昼間部」という)の勤務を本務とする教育職員が夜間の定時制課程(以下「夜間部」という)の授業又はその補助を行ったとき</p> <p>(2)夜間部の勤務を本務とする教育職員が昼間部の授業又はその補助を行ったとき</p> <p>(3)夜間部の事務若しくはその補助又は徳島県立しらすぎ中学校の夜間における事務若しくはその補助に従事する普通職員</p>	153 千円	<p>(1)1時間 600円</p> <p>(2)1時間 600円</p> <p>(3)日額 700円</p>

夜間学級業務手当	徳島県立しらさぎ中学校の教育職員（定時制通信教育手当を受ける者を除く。）が、本務として同校の夜間学級の業務に従事する場合	2,958 千円	管理職手当受給者 月額 給料月額×4/100 その他 月額 給料月額×5/100
災害時教育支援等手当	学校職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において、被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又は避難所運営その他の災害応急対策に係る業務に従事した場合	0 千円	日額 1,080円
沖合手当	徳島県立徳島科学技術高等学校の学校職員が、漁業実習のため海上で勤務したとき	38 千円	日額 380円
考査手当	県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員が、県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の入学考査の結果処理のための勤務に従事したとき	2,956 千円	1時間 220円
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員で職務の級が小学校中学校教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶとき (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ①非常災害時における児童(幼児を含む。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ②児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ③児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日若しくは休日の代休日に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日若しくは休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	287,148 千円	(1)①日額 8,000円 (甚大災害 16,000円) ②日額 7,500円 ③日額 7,500円 (2)日額 5,100円 (3)日額 5,100円以内 (4)日額 3,600円以内
温室内作業手当	高等学校設置基準第6条第2項に規定する農業に関する学科を置く高等学校に勤務する学校職員がビニールハウス又はガラスハウス内において、生徒の実習に係る作業に1日につき2時間以上従事したとき	56 千円	日額 300円
教育業務連絡調整手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の指導教諭又は教諭のうち教務主任、学年主任その他の主任等で、困難な職務を担当する指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき	57,240 千円	日額 200円
潜水手当	徳島県立徳島科学技術高等学校の学校職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき 潜水深度 (1) 10メートルまで (2) 20メートルまで (3) 30メートルまで (4) 30メートルを超える場合	0 千円	(1) 1時間 310円 (2) 1時間 550円 (3) 1時間 780円 (4) 1時間 1,500円

犯罪捜査作業手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)主として犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に従事する私服員たる警察職員が行う作業 (2)銃器に係る犯罪の犯人の逮捕等の作業で次のいずれかに該当するもの ①銃器又は銃器と考えられる物が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕、人質の救出又は犯人の説得の作業 ②銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の作業 ③①に掲げる作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ④②に掲げる作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ⑤銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に係る暴力団の事務所等の直近における固定配置による警戒作業 ⑥暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業	57,582 千円	(1)日額 560円 (2)①日額 1,640円 ②日額 1,100円 ③日額 1,100円 ④日額 820円 ⑤日額 820円 ⑥日額 820円
犯罪鑑識作業手当	警察職員が、指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して、次に掲げる作業に従事したとき (1)主として犯罪現場において行う犯罪鑑識作業 (2)(1)以外の犯罪鑑識作業	4,297 千円	(1)日額 560円 (2)日額 280円
交通捜査作業手当	警察職員(特殊自動車運転作業手当の支給を受ける警察職員を除く)が主として交通の指導取締り、交通事故の処理の作業又は交通事故事件の捜査作業に従事したとき	20,937 千円	日額 560円
特殊自動車運転作業手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)高速自動車国道又は自動車専用道路において高速道路交通警察隊に所属する警察職員が行う交通取締用自動車の運転作業 (2)交通取締用大型自動二輪車の運転作業 (3)交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業((2)の作業を除く)	7,479 千円	(1)日額 560円 (2)日額 560円 (3)日額 420円
通信指令作業手当	警察職員が主として通信指令作業に従事したとき	569 千円	日額 160円
看守手当	警察職員が警察署において留置施設の看守業務に従事したとき	3,808 千円	日額 290円
警ら作業手当	警察職員が警ら活動その他の地域警察活動の作業に従事したとき	21,152 千円	日額 300円
少年補導手当	警察職員が主として少年の補導作業に従事したとき	285 千円	日額 350円
術科指導手当	警察職員が柔道、剣道等の術科指導に従事したとき	81 千円	日額 300円
死体処理手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)死体の解剖の立会い又は補助の作業 (2)死体の収容又は検視の作業	36,764 千円	検視官その他の警察本部長が指定する職にある警察職員 1体 3,200円 その他の警察職員 (1)1体 3,200円 (2)1体 2,200円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員が正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる警ら、警戒、犯罪の捜査、交通の指導取締り又は留置施設の看守の業務に2時間以上従事したとき	43,965 千円	勤務1回につき650円

爆発物処理等手当	警察職員が、次に掲げる業務に従事したとき (1)爆発物容疑物件の処理作業 (2)特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業 (3)特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(②に掲げる作業を除く) (4)特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業 (5)火薬類取締法又は高圧ガス保安法の規定による立入検査又は災害調査の作業	66 千円	(1)爆発物容疑物件 1 個につき 5,200円 (2)日額 5,200円 (3)日額 250円 (4)日額 460円 (5)日額 300円
緊急呼出手当	警察職員が、突発的に発生した事件又は事故の処理作業に従事するため職務に専念する義務がない時間に緊急の呼出しを受け、正規の勤務時間外である夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において、当該作業に従事したとき	1,487 千円	1回 1,240円
航空機搭乗業務手当	警察職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき (1)航空機乗組員として行う業務 (2)操縦練習又は教育訓練 (3)捜索救難、犯罪捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り	3,277 千円	操縦士 公安職給料表6級以上 1時間 5,100円 公安職給料表5級以下 1時間 3,600円 整備士 1時間 2,200円 その他の警察職員 1時間 1,900円
災害警備等手当	警察職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる作業に従事したとき (1)都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業 (2)著しく危険な人命救助の作業 ※災害警備等手当の加算措置 ①作業が日没時から日の出時までの間に行われた場合、支給額に100分の50に相当する額を加算する。 ②作業が特に著しく危険であると本部長が認める場合、支給額に100分の100に相当する額を加算する。 ③本部長が著しく危険であると認める区域で作業が行われた場合、支給額に100分の100に相当する額を加算する。(②に掲げる場合を除く。) (東日本大震災に対処するための災害警備等手当の特例) (3)東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 (4)帰還困難区域において行う作業 (5)居住制限区域において行う作業 (令和6年能登半島地震に対処するための災害警備等手当の特例) (6)災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業 (7)著しく危険な人命救助の作業	1,137 千円	(1)日額 840円 (2)日額 840円 (大規模な災害として本部長が定める災害に係る作業に従事した場合 日額 1,080円) (3) 原子炉建屋内 日額 40,000円 故障設備確認 日額 20,000円 免震重要棟内 日額 3,300円 その他 日額 13,300円 (4)屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 (5)屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円 (6)日額 1,080円(立入禁止区域等 日額 2,160円) (7)日額 2,160円
潜水手当	警察職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	26 千円	1時間 550円
警護等手当	警察職員が天皇若しくは皇族等の身の警衛又は警護の業務に従事したとき	399 千円	日額 640円

感染危険手当	警察職員が特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務に従事したとき	0 千円	日額 1,500円以内 (緊急・心身に著しい負担として人事委員会規則で定めるもの 日額 4,000円以内)
--------	----------------------------------	------	---

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3,459,740 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	650 千円
支給実績(令和5年度決算)	3,416,224 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	637 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	制度なし
------------------------------------	------

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		880,070 千円	777 千円
初任給調整手当	次に掲げる職に新たに採用された職員に、次に定める額を超えない範囲内の額を、採用日から次に定める期間、1年を経過するごとにその額を減じて支給 (1)医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額416,600円 35年以内 (2)獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額50,000円 15年以内 (3)医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額51,600円 35年以内	異なる	支給対象に獣医師を含めている	85,210 千円	1,183 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子 11,500円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子1人につき5,000円を加算 (2)父母等 6,500円(配偶者 3,000円) ※行政職給料表8級職員等は3,500円(配偶者を除く) ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		1,134,071 千円	246 千円

住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下 家賃額-14,000円 ②家賃25,000円超~59,000円未満 (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ③家賃59,000円以上 28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	異なる	支給対象家賃下限	820,731 千円	312 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃等相当額 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円~37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	異なる	・自動車等使用の場合の 手当単価 ・特別料金加算額の算定方法及び 限度額	1,277,132 千円	124 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円+距離に応じた額(70,000円以内)	同じ		66,743 千円	428 千円
休日給	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×(125/100~150/100)	同じ		341,884 千円	64 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時(週休日等に含まれる時間を除く。)までの間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円以内	同じ		13,002 千円	11 千円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 (給料+扶養手当)×20/100以内	同じ		19,403 千円	273 千円
農林漁業普及指導手当	農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員及び沿岸漁業等の改良普及に関する業務に従事する職員に支給 給料月額×12/100以内			21,049 千円	237 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 1日につき 6,620円以内			0 千円	0 千円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×25/100	同じ		時間外勤務手当に含む	

義務教育等 教員特別手 当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 月額8,000円以内 ※学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校 の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼 稚部に勤務する教育職員については、前掲の教育 職員との権衡上必要と認められる範囲内において 支給			413,338 千円	60 千円
産業教育手 当	教育職員のうち、農業、水産又は工業に関する課 程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、指 導教諭、教諭、助教諭又は講師で高等学校の農業 若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工 業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を 有する者が、当該農業、水産又は工業に関する課 程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関 する科目を主として担任する場合に支給 給料月額×5/100以内（定時制通信教育手当と の併給者3/100）			40,654 千円	213 千円
定時制通信 教育手当	高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教 育を行うものの校長、副校長、教頭、主幹教諭、 指導教諭及び教員に支給 ①定時制課程（夜間）、通信教育課程 給料月額×5/100（管理職手当受給者4/100） ②定時制課程（昼間） 給料月額×3/100（管理職手当受給者2/100）			23,187 千円	195 千円
へき地手 当	へき地学校等に勤務する学校職員に支給 （給料+扶養手当）×20/100以内 ※定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、 （給料）×20/100以内）			39,415 千円	266 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	1,300,000 円		
	副 知 事	990,000 円		
報酬	議 長	950,000 円		
	副 議 長	860,000 円		
	議 員	810,000 円		
期末手 当	知 事	（令和6年度支給割合）		
	副 知 事	3.45 月分		
	議 長	（令和6年度支給割合）		
	副 議 長 議 員	3.45 月分		
退職手 当	知 事	（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	副 知 事	130万円×在職月数×50/100	31,200,000 円	任期毎
		99万円×在職月数×40/100	19,008,000 円	任期毎
	備 考	令和5年5月18日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。		

（注）1 給料月額等について、知事は平成19年11月から令和6年3月までは25%減額した額を、副知事は平成26年4月から令和6年3月までは10%減額した額を、議長は平成29年4月から令和6年3月までは3万円減額した額を、副議長及び議員は平成29年4月から令和6年3月までは2万円減額した額を支給した。

また、知事、副知事の期末手当について、平成19年11月から平成26年3月までは減額後の額を基礎として支給した。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、令和7年4月1日現在の支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

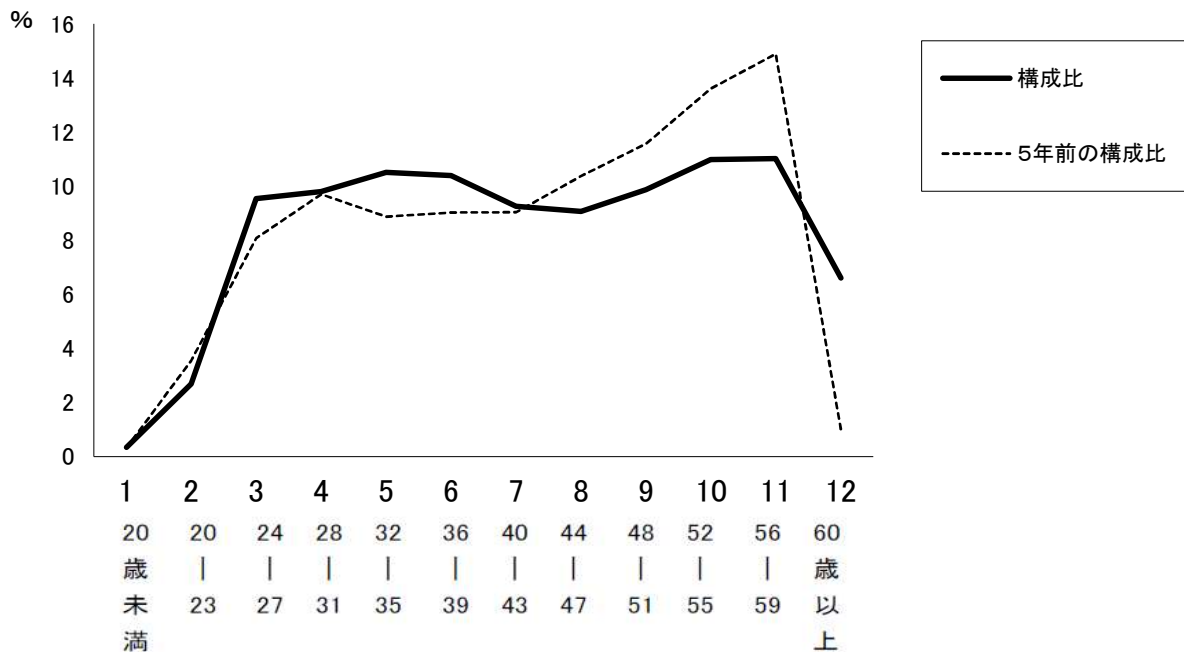
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	30	30	0	組織改編に伴う増減。
		総務	691	695	4	
		税務	120	118	▲ 2	
		民生	326	329	3	
		衛生	446	435	▲ 11	
		商工	176	191	15	
		労働	62	60	▲ 2	
		農林水産	668	642	▲ 26	
		土木	634	622	▲ 12	
		計	3,153	3,122	▲ 31	(参考:人口10万当たり職員数445.74人)
	特政 別部 行門	教育	7,119	7,055	▲ 64	休校に伴う教員の配置の減
		警察	1,839	1,837	▲ 2	出向者の増加による減
	小 計	12,111	12,014	▲ 97	(参考:人口10万当たり職員数1,715.28人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病院	1,190	1,186	▲ 4	医療の質向上に向けたスタッフの充実による増	
	その他	120	119	▲ 1	出向者の増加による減	
	小 計	1,310	1,305	▲ 5		
合 計		13,421 [14,274]	13,319 [14,274]	▲ 102 0	(参考:人口10万当たり職員数1,901.6人)	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	46人	357人	1,270人	1,304人	1,399人	1,383人	1,231人	1,207人	1,313人	1,462人	1,468人	879人	13,319人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,162	3,167	3,136	3,151	3,153	3,122	▲ 40 (▲ 1.3 %)
教育	6,795	7,287	7,255	7,125	7,119	7,055	260 (3.8 %)
警察	1,859	1,849	1,840	1,836	1,839	1,837	▲ 22 (▲ 1.2 %)
普通会計計	11,816	12,303	12,231	12,112	12,111	12,014	198 (1.7 %)
公営企業等会計計	1,168	1,201	1,240	1,269	1,310	1,305	137 (11.7 %)
総合計	12,984	13,504	13,504	13,381	13,421	13,319	335 (2.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 3,884,366	千円 392,904	千円 860,242	% 22.1	% 28.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和6年度	人 95	千円 396,836	千円 79,248	千円 165,460	千円 641,544	千円 6,753	千円 6,972

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	—	約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	—	10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	7%～10%減額	15%減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	1%～5%減額	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	3%～10%減額	10%減額

(注) 平成25年12月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を5%減額。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県(電気事業)	43.2 歳	357,180 円	579,289 円
団 体 平 均	46.1 歳	367,766 円	579,434 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

徳島県(電気事業)		徳 島 県	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,742 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,768 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

徳島県(電気事業・工業用水道事業)			徳 島 県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合 17,932 千円	応募認定・定年 22,750 千円	1人当たり平均支給額	自己都合 2,215 千円	応募認定・定年 22,070 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		6,776 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		71 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
県内全市町村	1.7 %	95 人	1.7 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	6,781 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	101 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	70.5 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	支給対象	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	総合管理推進センター等に勤務する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊な作業に従事したとき	0 千円	1時間 100円~170円
交替勤務手当	総合管理推進センターに勤務する職員が交替勤務に従事したとき	3,522 千円	超過勤務手当相当額× (10/100~30/100)
発電給水業務手当	(1)電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき (2)総合管理推進センターに勤務する技術系職員が電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき	3,244 千円	(1)日額 650円 (2)日額 750円
用地取得等交渉業務手当	職員が土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	2 千円	日額 750円
特殊自動車等運轉作業手当	職員が傾斜地、不整地等において道路運送車両法施行規則別表第一に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運轉作業に従事したとき	0 千円	日額 300円
ダム管理責任業務手当	河川法第50条第1項に規定する管理主任技術者が、洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時に主任技術者としての業務に従事したとき	0 千円	日額 600円
災害時支援業務等手当	災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る業務に従事したとき	13 千円	日額 1,080円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	41,162 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	473 千円
支給実績(令和5年度決算)	40,246 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	457 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		8,513 千円	1,064 千円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給 月額2,500円	同じ		0 千円	0 千円

扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子 10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子1人につき5,000円を加算 (2)子以外 6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		11,736 千円	240 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下 家賃額-14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ③家賃59,000円以上 28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		4,950 千円	275 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃等相当額 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		7,679 千円	124 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常例とする職員等に支給 30,000円+距離に応じた額(70,000円以内)	同じ		1,800 千円	360 千円
特勤勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 (給料+扶養手当)×8/100	同じ		5,772 千円	340 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×25/100	同じ		0 千円	0 千円
宿直手当	宿直又は日直の勤務に従事したときに支給 予算の範囲内で定める額	同じ		2,271 千円	45 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円以内	同じ		121 千円	61 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 1日につき 6,620円以内	同じ		0 千円	0 千円

(2)工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 1,006,964	千円 117,915	千円 127,667	% 12.7	% 11.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 6,610
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 17	千円 71,728	千円 14,385	千円 19,910	千円 106,023	千円 6,237	

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	—	約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	—	10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	7%～10%減額	15%減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	1%～5%減額	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	3%～10%減額	10%減額

(注) 平成25年12月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を5%減額。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県(工業用水道事業)	41.1 歳	348,463 円	513,027 円
団 体 平 均	45.1 歳	352,214 円	549,834 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

徳島県（工業用水道事業）	徳島県
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,171 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,768 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

徳島県（電気事業・工業用水道事業）	徳島県
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 応募認定・定年 24.586875 月分	(支給率) 自己都合 24.586875 月分 応募認定・定年 24.586875 月分
勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分	勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 17,932 千円	1人当たり平均支給額 2,215 千円
22,750 千円	22,070 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）		1,230 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		72 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.7 %	17 人	1.7 %

(エ) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		3,782 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		270 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		82.4 %	
手当の種類 (手当数)		6	
手当の名称	支給対象	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	総合管理推進センター等に勤務する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊な作業に従事したとき	0 千円	1時間 100円~170円
交替勤務手当	総合管理推進センターに勤務する職員が交替勤務に従事したとき	3,045 千円	超過勤務手当相当額× (10/100~30/100)
発電給水業務手当	(1)電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき (2)総合管理推進センターに勤務する技術系職員が電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき	737 千円	(1)日額 650円 (2)日額 750円
用地取得等交渉業務手当	職員が土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	0 千円	日額 750円
特殊自動車等運転作業手当	職員が傾斜地、不整地等において道路運送車両法施行規則別表第一に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転作業に従事したとき	0 千円	日額 300円
災害時支援業務等手当	災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る業務に従事したとき	0 千円	日額 1,080円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	5,499 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	367 千円
支給実績 (令和5年度決算)	5,302 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	353 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		1,838 千円	919 千円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給 月額2,500円	同じ		0 千円	0 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子 11,500円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子1人につき5,000円を加算 (2)父母等 6,500円(配偶者 3,000円) ※行政職給料表8級職員等は3,500円(配偶者を除く) ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		2,022 千円	253 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下 家賃額-14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ③家賃59,000円以上 28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		1,244 千円	311 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃等相当額 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		1,464 千円	113 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円+距離に応じた額(70,000円以内)	同じ		0 千円	0 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×25/100	同じ		0 千円	0 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時(週休日等に含まれる時間を除く。)までの間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円以内	同じ		0 千円	0 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 1日につき 6,620円以内	同じ		0 千円	0 千円

(3)病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 30,624,303	千円 △ 3,541,848	千円 12,579,024	% 41.1	% 41.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和6年度	人 1,204	千円 4,802,065	千円 2,849,600	千円 2,097,289	千円 9,748,954	千円 8,097	千円 8,002

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	—	約10%減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	—	10%減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	7%～10%減額(医師を除く)	15%減額 (医師については10%減額)
平成23年4月1日～平成25年3月31日	1%～5%減額(医師を除く)	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	3%～10%減額(医師を除く)	10%減額

(注) 平成25年12月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を5%減額。
(医師を除く)

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

(医師)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県	42.9 歳	577,519 円	1,486,080 円
団体平均	42.2 歳	581,154 円	1,481,949 円
事業者	56.9 歳		1,463,184 円

(注) 徳島県・団体平均の平均月収額には、期末・勤勉手当を含んでいるが、事業者は含んでいない。

(看護師)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県	39.0 歳	349,845 円	576,189 円
団体平均	41.0 歳	320,672 円	534,224 円
事業者	44.5 歳		361,094 円

(注) 徳島県・団体平均の平均月収額には、期末・勤勉手当を含んでいるが、事業者は含んでいない。

(事務)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県	40.5 歳	330,990 円	583,668 円
団体平均	45.7 歳	335,022 円	548,970 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

徳島県 (病院事業)	徳島県
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,763 千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,768 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

徳島県 (病院事業)			徳 島 県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合 1,321 千円	応募認定・定年 22,044 千円	1人当たり平均支給額	自己都合 2,215 千円	応募認定・定年 22,070 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		231,847 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		192 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.7 %	1,044 人	1.7 %
医師	16 %	166 人	16 %

(エ) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		396,246 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		439 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		74.4 %	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	支給対象	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫等作業手当	(1)感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき (2)感染症の病原体に汚染されている区域における感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき	290 千円	(2)の患者の入院のための移送業務に従事した場合 日額 550円 ※このうち、心身に著しい負担を与える業務であって感染症の患者に接して行う者に従事した場合 日額1,100円 (1)(2)に掲げる作業又は業務に従事した場合(前号に掲げる場合を除く) 日額 310円 ※このうち、心身に著しい負担を与える業務であって感染症の患者又は感染症の疑いのある患者に接して行うものに従事した場合は、日額620円

放射線取扱手当	(1)月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が、100マイクロシーベルト以上であったことが、測定により認められた業務に従事したとき (2)放射線機器を使用して、エックス線等を人体に対して照射する作業を行う際に従事する診療又は介助若しくは介護の業務に従事したとき	3,746 千円	日額 350円
死体処理手当	病院に勤務する職員のうち医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員が死体解剖の補助作業に従事したとき	30 千円	1体 2,500円
医療等業務手当	(1)病院に勤務する助産師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師等が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる看護等の業務又は救命救急センターにおける救急医療等に関する業務に従事したとき (2)病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、特に高度又は困難な看護業務に従事したとき (3)病院に勤務する医師等が、正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき (4)病院に勤務する医師等のうち管理者が定める職員が、救急患者に対処するために待機したとき (5)病院に勤務する医師(管理者が定める職員に限る。)又は歯科医師が、県立病院又は公立の医療施設相互の間で行う診療の応援業務に従事したとき (6)管理職手当の支給を受ける医師又は歯科医師が、正規の勤務時間外において、解剖、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務等に従事したとき (7)病院に勤務する医師又は歯科医師(医師法第16条の2第1項の医師を除く。)が、宿日直勤務において、救急医療の業務に従事したとき (8)病院に勤務する医師のうち管理者の定める職員が、県立病院又は公立の医療施設で分べん業務に従事したとき (9)医師(初期研修医に限る。)が正規の勤務時間外において、職員の日直勤務に準じた勤務に服したとき (10)管理者が指定する専門看護師又は認定看護師として認定されている職員及びこれに準ずると管理者が認める資格を有する職員が、その専門性に関する業務、研究又は指導に従事したとき (11)病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に専ら従事することを命じられ、当該業務に従事したとき	390,456 千円	(1) I その勤務1回につき、次に掲げる区分に応じて定める額 ①その勤務時間が深夜の全部を含む場合 7,300円 (その勤務が1月につき4回を超える場合は、その超えた勤務1回につき10,300円) ②深夜における勤務時間が4時間以上である場合(前号に掲げる場合を除く) 3,550円(月8回超のとき5,050円) ③深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円(月8回超のとき4,600円) ④深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円(月8回超のとき3,350円) II 深夜勤務の交替に伴う通勤を行う場合には次の額を支給 通勤距離が片道5km未満 1回380円 通勤距離が片道5km以上10km未満 1回760円 通勤距離が片道10km以上 1回1,140円 (2)日額 350円 (3)勤務1回につき 1,620円(訪問看護に従事する場合は3,240円) (4)待機1回につき ① ②③以外の場合 810円 ②待機時間が18時間を超える場合 1,220円 ③待機時間が5時間未満の場合 410円 (訪問看護のために待機する場合は各手当額の100/100の額を加算) (5) ①勤務1回につき 13,000円 (当直勤務は7,000円) ②同一の二次保健医療圏内の場合は勤務1回につき 6,500円 (当直勤務は3,500円)

			(6) 1時間につき 3,800円 (宿直体制に係る勤務の場合は6,300円、日直体制に係る勤務の場合は7,000円) (7) 勤務1回につき 12,400円以内 (宿直勤務) 勤務1回につき 9,000円以内 (日直勤務) (8) 業務1回につき 10,000円 (9) 勤務1回につき 5,000円 (10) 日額 350円 (専門看護師、特定認定看護師) 日額 150円 (上記以外の資格) (11) 勤務1回につき11,500円
有害物取扱手当	(1) 有害物を使用して、健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査の作業に従事したとき (2) 病院の薬剤師が管理者が定める調剤業務に従事したとき	352 千円	日額 310円
用地取得等交渉業務手当	土地の取得等に関し、権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	0 千円	日額 750円
航空機搭乗業務手当	職員が航空機に搭乗し、救急医療業務に従事したとき	1,273 千円	搭乗1回につき 1,900円
災害応急業務等手当	職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る業務のうち、次の業務に従事したときに支給。 (1) 災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災照明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務 (2) 徳島県及び災害医療活動を行う団体等からの要請に基づく医療救護活動等の業務	0 千円	ア 基本額 業務に従事した日一日につき1,080円 イ 加算額 (ア) 日没時から日出時までの間に行われた場合…基本額の100分の50に相当する額を加算 (イ) 管理者が特に危険であると認める区域で行われた場合…基本額の100分の100に相当する額を加算
ドクターカー搭乗救急医療手当	県又は消防機関等からの要請によりドクターカーに搭乗し、現場又は搬送途上において、患者の救護に従事したとき	99 千円	日額 350円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	1,141,952 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	1,014 千円
支給実績 (令和5年度決算)	955,246 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	877 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		91,740 千円	1,067 千円
初任給調整手当	次の職に新たに採用された職員に対して、その額を超えない範囲内で1年を経過するごとにその額を減じて支給 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額415,400円	異なる	医師等の専門性に関する資格等を有する職員のうち、職務にその資格が直接役立つかと管理者が認めた場合の支給額	573,025 千円	3,452 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子 11,500円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子1人につき5,000円を加算 (2)父母等 6,500円(配偶者 3,000円) ※行政職給料表8級職員等は3,500円(配偶者を除く) ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		111,154 千円	253 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下 家賃額-14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ③家賃59,000円以上 28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		96,121 千円	310 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃等相当額 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		133,152 千円	155 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常例とする職員等に支給 30,000円+距離に応じた額(70,000円以内)	同じ		6,540 千円	344 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務1時間当たりの給与額]×25/100	同じ		95,410 千円	164 千円

宿日直手当	<p>宿直又は日直の勤務に従事した場合に支給 ・次に掲げる宿直又は日直の勤務1回につきそれぞれ定める額（勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれ定める額に50/100を乗じた額）</p> <p>①入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務 (7)主として救急患者に対処するための勤務の場合 33,000円（管理職手当の支給を受ける職員が行うものは40,000円）</p> <p>(4)主として入院患者に対処するための勤務の場合 25,000円（管理職手当の支給を受ける職員が行うものは30,000円）</p> <p>②救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の看護業務、医療技術業務又は事務を行うための宿直勤務又は日直勤務 6,100円</p> <p>③看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務 7,400円</p> <p>④上記以外の宿直勤務又は日直勤務 4,400円</p>	同じ		50,787 千円	458 千円
管理職員特別勤務手当	<p>(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円以内</p> <p>(2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時（週休日等に含まれる時間を除く。）までの間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円以内</p>	同じ		4,434 千円	52 千円
災害派遣手当	<p>災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 1日につき 6,620円以内</p>	同じ		0 千円	0 千円